

証券コード 6258

2023年6月2日

株 主 各 位

熊本県熊本市北区植木町一木111番地

**平 田 機 工 株 式 会 社**

代表取締役社長 平 田 雄 一 郎

## 第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます（本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしています。）。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hirata.co.jp/ir/library/index/category/shareholders>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「平田機工」または「コード」に当社証券コード「6258」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます（インターネット等・書面（郵送）による議決権行使方法は3頁から4頁をご参照ください。）。

敬 具

## 記

- |              |         |  |
|--------------|---------|--|
| 1. 日         | 時       | 2023年6月23日(金曜日) 午前10時  |
| 2. 場         | 所       | 熊本県熊本市中央区水道町14-1<br>メルパルク熊本 3階<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)   |
| 3. 目 的 告 事 項 | 報 告 事 項 | 1. 第72期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)<br>事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および<br>監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第72期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)<br>計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項      | 議 案     | 定款一部変更の件   |
| 第1号議案        |         | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件   |
| 第2号議案        |         | 監査等委員である取締役4名選任の件  |
| 第3号議案        |         | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額<br>決定の件   |
| 第4号議案        |         | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件  |
| 第5号議案        |         | 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除<br>く。)に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定<br>の件  |
| 第6号議案        |         |  |

### 招集にあたっての決定事項

- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

## 以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hirata.co.jp/ir/library/index/category:shareholders>) に掲載しております。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役会および監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日（金曜日）  
午前10時



### 書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 議決権行使票数 期

平田機工株式会社 期中

私は、2023年6月23日開催の株主総会（以下「株主総会」といいます）において、議決権を行使いたします。

2023年 6月 日

議案	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
第1号	○		○		○		○	
第2号		○		○		○		○
第3号		○		○		○		○
第4号	○		○		○		○	
第5号	○		○		○		○	
第6号	○		○		○		○	

各議案につき賛否の表示をなすに当たっては、議決権行使書用紙の裏面に記載の注意事項を必ずご確認ください。

平田機工株式会社

議決権を行使して行われた場合は、前記ご通知記載のとおり取り扱います。  
議決権行使の届出期限は、この議決権行使書用紙が封入された郵便物に付随しております。

スマートフォン  
液晶ディスプレイ  
ログインコード

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号、第4号、第5号、第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号、第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

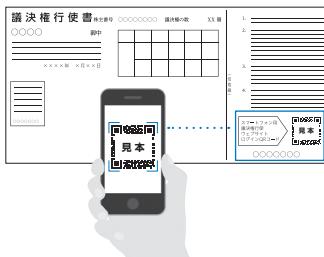
# インターネット等による議決権行使のご案内

※ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

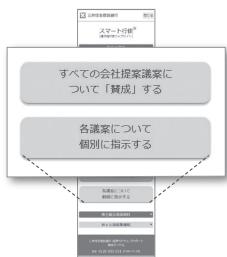
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に  
限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

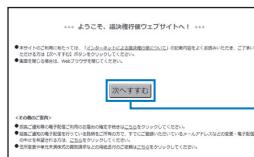
※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

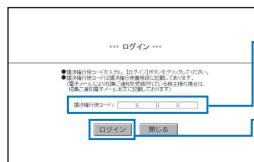
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更をおこなうものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関の設置) 当社は、取締役会、 <u>監査役、 監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 (機関の設置) 当社は、取締役会、 <u>監査等委 員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (取締役の員数)</p> <p style="padding-left: 2em;">当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>第18条 (取締役の選任)</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p>第19条 (取締役の解任)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (取締役の員数)</p> <p style="padding-left: 2em;">当会社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>15名以内を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</u></p> <p>第18条 (取締役の選任)</p> <p style="padding-left: 2em;">取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2. <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第21条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p>	<p>第19条（取締役の任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第20条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から代表取締役若干名を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>第22条（取締役会）</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>3. （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第23条～第27条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第21条（取締役会）</p> <p>取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第22条（<u>重要な業務執行の決定の委任</u>）</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第23条（<u>常勤の監査等委員</u>）</p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除</p> <p>第28条 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)、監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (監査等委員会)</p> <p><u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 取締役および会計監査人の責任免除</p> <p>第25条 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第26条～第29条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>附則</p> <p><u>変更前定款第15条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>附則</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p><u>当会社は、取締役会の決議をもって、第72回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。なお、各取締役候補者は取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものです。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ひらた ゆういちろう 平田 雄一郎 (1961年8月23日) 再任	1989年5月 当社入社 2003年6月 同取締役 第一事業部長 2004年2月 平田生産設備設計諮詢（上海）有限公司 取締役会長 2004年8月 HIRATA Corporation of America 取締役会長 2005年5月 タイハイコンピュータ株式会社 （現株式会社トリニティ）取締役 2005年6月 当社取締役副社長 事業推進担当 兼 第一事業部担当 2006年6月 同取締役副社長 執行役員 事業本部長 2006年10月 平田机工自動化設備（上海）有限公司 取締役会長 2007年4月 当社取締役副社長 執行役員 海外事業本部長 兼 技術本部長 2011年4月 同代表取締役社長 執行役員（現任）	291,600株
(取締役候補者とした理由) 代表取締役社長として当社およびグループの経営を牽引し、事業の発展に大きく貢献しており、その豊富な経験と見識が当社経営に必要であると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
2	ひら た しょう じろう 平田 正治郎 (1963年6月1日) 再 任	1989年 6 月 当社入社 2007年 4 月 同事業本部 半導体ビジネスユニット ロボット部長 2012年 4 月 同デバイスセンター長 2014年 4 月 平田机工自動化設備（上海）有限公司 董事長 2014年 7 月 当社執行役員 事業本部 デバイスセンター長 2017年 6 月 同取締役執行役員 事業本部 デバイスセンター長 2018年 4 月 同取締役執行役員 製造担当 兼 デバイスセンター担当 兼 品質管理担当 2018年 6 月 同取締役執行役員 調達本部長 兼 設備投資担当 兼 品質管理担当 2019年 4 月 同取締役常務執行役員 調達本部長 兼 設備投資担当 2019年 6 月 同常務執行役員 調達本部長 兼 設備投資担当 2020年 4 月 同常務執行役員 調達本部長 兼 設備投資担当 兼 品質管理担当 2021年 4 月 同常務執行役員 調達本部長 兼 品質管理担当 2021年 6 月 同取締役常務執行役員 調達本部長 兼 品質管理担当 2023年 4 月 同取締役専務執行役員 調達本部長 兼 品質管理担当（現任）	163,400株
(取締役候補者とした理由) 中国子会社の経営や事業部門および調達部門の運営を通じて、中国事業の強化、半導体関連設備、産業用ロボット等のデバイス事業の発展および調達機能の強化に大きく貢献しており、その豊富な経験と見識が当社経営に必要であると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	まえ だ しげる 前 田 繁 (1961年1月1日) 再 任	1979年4月 当社入社 2012年4月 同事業本部 生産管理部長 2013年4月 同事業本部 熊本事業部 技術部長 (第三技術グループ担当) 2014年4月 同事業本部 熊本事業部 第一システム部長 2014年7月 Hirata Corporation of America Director 2018年4月 当社事業本部 熊本第一事業部長 2019年4月 同執行役員 事業本部 熊本第一事業部長 2020年4月 同執行役員 事業本部 第一ビジネスユニット長 2021年4月 同執行役員 事業本部長 兼 事業本部 第一ビジネスユニット長 2022年4月 同執行役員 事業本部長 2022年6月 同取締役執行役員 事業本部長 2023年4月 同取締役専務執行役員 事業本部長 (現任)	1,600株
(取締役候補者とした理由) 主に自動車分野向けの事業部門責任者や全社における事業推進部門の責任者を務め、2021年度より事業本部長に就任し事業経営全般を統括する役割を適切に果たしており、今後の当社グループの事業発展に向けて、その豊富な経験と見識が当社経営に必要であると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	こざきまさる 小崎 勝 (1968年1月5日) 再任	1986年4月 当社入社 2010年3月 HIRATA FA Engineering(S)Pte.Ltd. Director 2015年3月 HIRATA FA Engineering(S)Pte.Ltd. Managing Director 2017年4月 当社管理本部 総務人事部付 部長 (HIRATA FA Engineering(S)Pte.Ltd.) 2021年4月 同執行役員 グローバル事業本部長 兼 HIRATA FA Engineering(S)Pte.Ltd. Managing Director 2021年10月 同執行役員 グローバル事業本部長 2022年6月 同取締役執行役員 グローバル事業本部長 2023年4月 同取締役常務執行役員 グローバル事業本部長 (現任)	400株
(取締役候補者とした理由)			
6年間に亘るシンガポール現地法人の代表職に加えて関係会社の統括責任者を務めるなど、当社グループのグローバルな事業展開に大きく貢献しており、その豊富な経験と見識に基づくグローバルで多様な視点が当社経営に必要であると判断し、取締役候補者となりました。			
5	にしむらしげはる 西村 茂春 (1968年12月4日) 新任	1987年4月 当社入社 2016年4月 同事業本部 装置事業部 システム機器部長 2018年4月 同事業本部 装置事業部長代理 兼 システム機器部長 2019年4月 同事業本部 装置第一事業部長 2020年4月 同執行役員 事業本部 第三ビジネスユニット長 兼 装置第一事業部長 2022年10月 同執行役員 研究開発本部長 (現任)	700株
(取締役候補者とした理由)			
主に半導体関連生産設備やパネル製造装置分野における事業部門の責任者を務め、2022年10月より研究開発本部長に就任し、植物遺伝資源を利用した新たなビジネスモデルの構築に取り組んでおり、今後の当社グループの事業発展に向けて、その豊富な経験と見識が当社経営に必要であると判断し、取締役候補者となりました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	にのみや ひで き 二宮 秀樹 (1966年10月26日) 新任	1990年4月 当社入社 2018年4月 同管理本部 法務部長 2022年4月 同執行役員 管理本部 副本部長 兼 管理本部 法務・知財・コンプライアンス・経理担当 2022年6月 株式会社トリニティ 監査役（現任） 2023年4月 当社執行役員 管理本部長（現任）	2,800株
(取締役候補者とした理由) 主に法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスにおける部門責任者を務め、2022年度に管理本部副本部長、2023年度より管理本部長に就任し、管理部門を統括する立場で当社グループのガバナンスや経営基盤の強化等に取り組んでおり、今後の当社グループの持続的な成長と企業価値向上に向けて、その豊富な経験と見識が当社経営に必要であると判断し、取締役候補者としました。			
7	おがわ さとる 小川 暁 (1965年8月10日) 再任 社外 独立役員	1992年3月 日本コカ・コーラ株式会社 入社 1997年1月 同コカコーラピバレッジ事業本部 ビジネスシステムズ部長 1999年7月 コカ・コーラティープロダクツ株式会社 戦略事業システム企画部長 2000年4月 日本コカ・コーラ株式会社 Vice President & CIO, Business Systems 担当 2007年7月 株式会社インターネットイニシアティブ 新規ビジネス立上担当 タイハイコンピュータ株式会社（現株式会社 トリニティ）社外取締役 2011年12月 株式会社和幸製作所 取締役副社長 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2021年9月 株式会社和幸製作所 代表取締役社長（現任）	100株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 他社における情報戦略策定、企業経営など、幅広い経験に加え、ものづくりおよび経営について高度な知見を有しており、独立した客観的な立場で、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と助言等を行っていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。 同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数								
8	う え だ り ょ う こ 上 田 亮 子 (1973年2月25日) <table border="1" data-bbox="277 417 409 511"> <tr><td>再</td><td>任</td></tr> <tr><td>社</td><td>外</td></tr> <tr><td>独</td><td>立</td></tr> <tr><td>役</td><td>員</td></tr> </table>	再	任	社	外	独	立	役	員	2001年10月 みずほ証券株式会社入社 2002年4月 株式会社日本投資環境研究所出向 2008年7月 同社へ転籍 2013年11月 金融庁金融研究センター特別研究員 2017年11月 Mizuho International plc (ロンドン) 出向 2019年11月 株式会社日本投資環境研究所主任研究員 (現任) 2020年2月 株式会社マネーフォワード社外取締役 2020年3月 SBI大学院大学 准教授 2020年4月 京都大学 客員准教授 2022年4月 公認会計士・監査審査会委員 (現任) 2022年6月 SBI大学院大学 教授 (現任) 2022年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年10月 京都大学 客員教授 (現任)	200株
再	任										
社	外										
独	立										
役	員										
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>これまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、コーポレート・ガバナンス、ESG等に関する専門家としての豊富な経験と高度な知見を有しており、独立した客観的な立場で、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督と助言等を行っていただけるものと期待し、社外取締役候補者となりました。</p> <p>同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>											

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小川暁氏および上田亮子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は小川暁氏および上田亮子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、小川暁氏および上田亮子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、各取締役候補者は取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会にて決定したものです。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数				
1	もと だ なお くに 元 田 直 邦 (1958年7月20日) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>新</td> <td>任</td> </tr> <tr> <td>社</td> <td>外</td> </tr> </table>	新	任	社	外	1981年4月 株式会社肥後銀行入行 2004年6月 同営業統括部 指導推進グループ指導役 2008年4月 同新町支店長 2010年6月 同営業統括部 副部長 兼 営業推進室長 2011年4月 同玉名支店長 2012年4月 同営業統括部長 2012年6月 同取締役 執行役員 営業統括部長 2014年6月 宝興業株式会社 代表取締役 2015年6月 当社常勤監査役（現任）	500株
新	任						
社	外						
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 金融機関の取締役執行役員および一般企業の代表取締役としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は2015年6月から当社社外監査役に就任しており、監査役就任時からの通算在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。							

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数								
2	いま むら けん 今 村 憲 (1973年9月15日) <table border="1" data-bbox="277 344 411 439"> <tr><td>新</td><td>任</td></tr> <tr><td>社</td><td>外</td></tr> <tr><td>独</td><td>立</td></tr> <tr><td>役</td><td>員</td></tr> </table>	新	任	社	外	独	立	役	員	2004年10月 第二東京弁護士会登録 今村嗣夫法律事務所入 所 2009年2月 三宅・山崎法律事務所入所 2015年1月 同パートナー 2015年6月 当社社外監査役（現任） 2018年7月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業（現奥野 総合法律事務所） パートナー（現任）	—
新	任										
社	外										
独	立										
役	員										
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）</p> <p>企業法務等を取扱う弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は2015年6月から当社社外監査役に就任しており、監査役就任時からの通算在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>											

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	えん どう やす ひこ 遠藤 恭彦 (1957年7月3日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">             新 任              社 外              独 立 役 員           </div>	1980年4月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 入社 2007年10月 同執行役員 法人企画部長 兼 ビジネスプロモーション室長 2009年5月 みずほ証券株式会社 執行役員 投資銀行グループ担当 2011年4月 同常務執行役員 投資銀行グループ（投資銀行第8部、第9部担当） 企業推進グループ担当 2012年5月 株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング（現株式会社日本投資環境研究所） 取締役専務執行役員 2018年4月 同顧問 2018年6月 当社社外監査役（現任） 2020年6月 エステールホールディングス株式会社 社外監査役（現任） 2021年6月 CFE（公認不正検査士）登録 2022年6月 株式会社サックスパーホールディングス 社外監査役（現任）	400株
<p>（監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要）</p> <p>CFE（公認不正検査士）としての専門的な知見および株式や経営に関する豊富な経験や見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は2018年6月から当社社外監査役に就任しており、監査役就任時からの通算在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数								
4	おかべ あさこ 岡部 麻子 (1970年8月7日) <table border="1" data-bbox="277 311 411 405"> <tr><td>新</td><td>任</td></tr> <tr><td>社</td><td>外</td></tr> <tr><td>独</td><td>立</td></tr> <tr><td>役</td><td>員</td></tr> </table>	新	任	社	外	独	立	役	員	1997年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2001年5月 公認会計士登録 2017年7月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 2022年6月 当社社外監査役（現任） 2022年7月 岡部麻子公認会計士事務所 代表（現任）	—
新	任										
社	外										
独	立										
役	員										
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>公認会計士としての専門的な知見および企業会計に関する豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>なお、同氏は2022年6月から当社社外監査役に就任しており、監査役就任時からの通算在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>											

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 元田直邦氏、今村憲氏、遠藤恭彦氏および岡部麻子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は今村憲氏、遠藤恭彦氏および岡部麻子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、元田直邦氏、今村憲氏、遠藤恭彦氏および岡部麻子氏との間で、監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間で監査等委員である取締役として当該契約と同様の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

当社取締役のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

	企業経営	業界知見	技術 研究開発	グローバル	リスクマネ ジメント	財務 会計	ESG
取締役（監査等委員である取締役を除く。）							
平田 雄一郎	●	●	●	●			
平田 正治郎	●	●	●				
前田 繁	●	●	●				
小崎 勝	●	●		●			
西村 茂春	●	●	●				
二宮 秀樹					●		●
小川 暁 (社外取締役)	●			●	●		
上田 亮子 (社外取締役)					●	●	●
監査等委員である取締役							
元田 直邦 (社外取締役)	●				●	●	
今村 憲 (社外取締役)	●				●		
遠藤 恭彦 (社外取締役)	●				●	●	
岡部 麻子 (社外取締役)	●					●	

※上記は、各人に特に期待する知識・経験・能力であり、各人の有するすべての知見を表すものではありません。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2008年6月25日開催の第57回定時株主総会において、金銭報酬は年額810,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与としての給与および賞与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額810,000千円以内（内、社外取締役分は100,000千円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのインセンティブとして機能するための報酬体系とし、役位、職責等に基づく適正な水準とすることを基本方針としております。また、取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、能力、経験、功績等に応じ、外部調査機関の役員報酬調査データによる客観的な比較検証結果、当社の経営環境、従業員給与の水準等を踏まえ、総合的に勘案して決定する方針としております。業績連動報酬のうち役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とする方針としております。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与としての給与および賞与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（内、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額120,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（かかのご承認の決議を、以下、「前回総会決議」といいます。）、現在に至るまで運用してきましたが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、これに伴い、本制度に係る報酬枠を、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬枠として改めて設定することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠とします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴ってご承認をお願いするものであり、実質的な内容は前回総会決議にてご承認をいただいたものと同一です。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「2. (3)④ 取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであり、第1号議案「定款一部変更の件」、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」および本議案の承認可決を条件として、その内容を、第4号議案および本議案に記載のとおり変更することを2023年2月10日開催の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は6名となります。

本議案の承認の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、生じるものとします。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2021年9月の本制度導入時に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として退任時です。

① 本制度の対象者（注）	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間（3事業年度）において、①の対象者（注）に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金307百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり27,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与

⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時
----------------------	----------

注：監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回総会決議のとおり、社外取締役を除く取締役を対象としています。

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

前回総会決議では、2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度までの期間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員会設置会社移行前の社外取締役を除く取締役）に対し本制度に基づく報酬を支給するものとし、かかる取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として対象期間中に当社が本信託に拠出する金額の上限を合計金307百万円とする旨を決議いただきました。

当社は、前回総会決議に基づき、本信託を設定し、本制度に基づき取締役（監査等委員会設置会社移行前の社外取締役を除く取締役）に交付するために必要な当社株式の取得資金を本信託に信託しています。その後、本信託は本信託内の金銭を原資として当社株式を取得していますが、本信託内の当社株式数が本制度に基づき取締役に交付するために必要と見込まれる株数に不足し、かつ、本信託内の金銭が、かかる不足分の当社株式を取得するために必要な資金に不足する場合には、当社は、かかる不足分の当社株式の取得資金を本信託に追加信託することがあります。ただし、今後、当社株式の取得資金として当社が対象期間内に行う金銭の信託は、上記上限額から既に信託に拠出した金額を控除した金額の範囲内で行いません。

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の取締役にに対し交付するために必要な当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額、および、当社と委任契約を締結している執行役員に対して本制度と同様の制度に基づき交付するために必要な当社株式の取得資金を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります（その後も同様です。）。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金102百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### （3）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

#### ① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり27,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式

について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整をおこなうことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則として取締役の退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済情勢は、新型コロナウイルス感染症対策による行動制限が緩和されたことを背景に、経済活動の正常化が進展し、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格の高騰、欧米諸国におけるインフレ抑制に向けた金融引き締めなど、景気の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。米国におきましては、金利上昇の影響による住宅需要の低迷などが見られましたが、良好な雇用環境を背景に個人消費は回復傾向となり、設備投資も底堅く推移しました。欧州におきましては、行動制限の緩和により個人消費が堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調にありましたが、エネルギー価格の高騰やインフレ加速に伴う金利上昇などが経済活動の制約となりました。中国におきましては、ゼロコロナ政策による行動制限により個人消費が落ち込みましたが、同政策の解除を機に経済は緩やかな回復傾向となりました。わが国におきましては、原材料高騰や海外経済の減速懸念から製造業の景況感は弱含みとなりましたが、良好な雇用環境により個人消費は回復基調となり、設備投資も脱炭素化やデジタル化に関連した投資が牽引役となり緩やかに増加しました。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、当連結会計年度より新たな中期経営計画（2022年度～2024年度）をスタートさせ、「成長市場でのビジネス拡大」、「グローバル企業としての競争力強化」、「ESG経営の取組み強化」、「ニューノーマル時代に即した経営の実現」という4つの基本方針を掲げ、さまざまな施策に取り組んでまいります。

当連結会計年度におきましては、自動車関連を中心とした受注の増加や海外関係会社の活動制限緩和等を背景に、前期から売上高が増加しました。利益面では、売上高の増加に加え、内製化の拡大により外注費を抑制できたことで、利益率が前期を上回りました。この結果、当連結会計年度の売上高は784億43百万円（前期比16.9%増）となり、営業利益は59億20百万円（前期比53.5%増）、経常利益は58億2百万円（前期比36.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は42億69百万円（前期比59.2%増）となりました。

セグメントの状況は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメントの区分に組み替えた数値で比較分析しております。

#### イ. 自動車関連

自動車関連におきましては、世界的なカーボンニュートラルへ向けた取組みを背景に、電気自動車（EV）への設備投資が旺盛だったことで、売上高、利益ともに堅調に推移しました。この結果、売上高は302億98百万円（前期比16.0%増）、営業利益は15億59百万円（前期比160.0%増）となりました。

#### ロ. 半導体関連

半導体関連におきましては、第5世代移動通信システム（5G）対応やリモートワークなどの普及による半導体需要の高まりを背景に、半導体メーカーの設備投資が積極的におこなわれたことで、シリコンウェーハ搬送設備などの受注および販売が好調に推移しました。この結果、売上高は289億54百万円（前期比38.3%増）、営業利益は34億45百万円（前期比41.2%増）となりました。

#### ハ. その他自動車省力機器

その他自動車省力機器におきましては、フラットパネルディスプレイ（FPD）関連や白物家電関連への設備投資が縮小したことに伴い、売上高は前期から減少しましたが、利益率の高い案件の売上が多かったことで、利益は前期から増加しました。この結果、売上高は169億52百万円（前期比5.8%減）、営業利益は9億30百万円（前期比30.7%増）となりました。

セグメント区分	売上高	受注高
自動車関連	30,298,855千円	38,165,548千円
半導体関連	28,954,490	34,047,377
その他自動省力機器	16,952,481	19,123,192
その他	2,238,018	2,422,172
合計	78,443,846	93,758,290

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は27億8百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### イ. 当連結会計年度中に完成、導入した主要設備

当社 熊本工場	研究設備	85百万円
当社 熊本工場	土地購入	2億4百万円

### ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

当社 関西工場	新棟建設	12億34百万円
当社及び一部子会社	新基幹システム導入	2億43百万円

## ③資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

企業集団の業績（連結）の推移

区 分	第 69 期 (2019年度)	第 70 期 (2020年度)	第 71 期 (2021年度)	第 72 期 (2022年度)
売 上 高 (百万円)	65,612	65,255	67,087	78,443
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,744	4,075	2,682	4,269
1株当たり当期純利益 (円)	168.15	392.70	258.42	411.23
総 資 産 (百万円)	85,409	92,794	99,485	114,522
純 資 産 (百万円)	46,993	51,999	54,938	59,575
1株当たり純資産額 (円)	4,477.11	4,961.79	5,248.03	5,699.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	167.94	392.21	258.33	411.21

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第71期の期首から適用しております。
2. 第71期および第72期の1株当たり純資産額の算定上、役員向け株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金および 資本剰余金	議決権比率	主要な事業内容
タイハイテクノス株式会社	62百万円	100.0%	電気部品の販売 自動省力機械の製造 不動産の販売・賃貸
株式会社トリニティ	703百万円	65.9%	コンピュータシステムの販売 アウトソーシングサービスの受託
ヒラタフィールドエンジニアリング株式会社	10百万円	100.0%	当社製品のメンテナンス、 部品の販売
平田機工自動化設備（上海）有限公司 <中国>	10百万米ドル	100.0%	自動省力機械の製造 当社製品の販売
平田通商（上海）实业有限公司 <中国>	675千米ドル	100.0%	当社および他社製品の 調達・貿易業務
台湾平田機工股份有限公司<台湾>	41百万ニュ 台湾ドル	100.0%	自動省力機械の製造 当社製品の販売
HIRATA FA Engineering(S)Pte. Ltd.<Singapore>	5,500千シンガ ポールドル	100.0%	当社製品の販売
HIRATA FA Engineering(M)Sdn. Bhd.<Malaysia>	3,200千リンギット	100.0% (100.0%)	自動省力機械の製造
HIRATA Engineering (THAILAND)Co.,Ltd.<Thailand>	6百万タイ バーツ	49.0% (49.0%)	自動省力機械の製造 当社製品の販売
HIRATA Corporation of America <U.S.A>	1,620千米ドル	100.0%	自動省力機械の製造 当社製品の販売
HIRATA Engineering S.A.de C.V. <Mexico>	50千メキシコ ペソ	100.0% (100.0%)	当社製品の組立ておよび 関連サービス
HIRATA Engineering Europe GmbH<Germany>	875千ユーロ	100.0%	自動省力機械の製造 当社製品の販売

(注) 議決権比率の欄の（ ）内の数字は、間接所有割合であります。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営方針

当社グループは、「我々は勇敢に技術革新を追求し 人格を養い能力を高め 社会の発展に寄与する」という綱領に基づき、当社グループに関わるすべての人を幸福にするとともに、社会に技術で貢献することを目指しております。1951年の創業以来、時代時代で生まれてくるお客さまの商品と同様に、当社グループも常に、新しい技術への挑戦と革新を続けることで、時代の変化に対応してきました。また、新しい市場、顧客、商品技術に関わることで、当社グループの成長につなげるとともに、世界中での仕事を通じて個人の見聞を広げ、個人の能力を高めてきました。これからも世界中の多様な市場、顧客、商品技術に関わることで、世界で競争できる能力を高めてまいります。

##### ② 外部環境認識

エネルギー価格の高騰や物価上昇等による事業への影響、部品調達の長期化や在庫の偏在による影響等は依然としてあるとともに、グローバル企業として地政学的リスクとその影響は注視すべき状況が続いています。一方で、当社が成長市場と位置付けている市場は総じて拡大傾向にあると予想しております。EV市場については、米国において2022年に成立した歳出・歳入法による影響は、当社にとっては事業機会となり得ると見込んでおります。半導体市場は、足元では調整局面が予想されるものの、長期的には拡大傾向にあると認識しております。また、世界各国の政府や企業によるカーボンニュートラルへ向けた積極的な設備投資は今後も期待されると見込んでおります。

##### ③ 中期経営計画

中期経営計画（2022年度～2024年度）においては、グループとしての経営基盤を固め、既存事業で利益を出しながら、成長市場でのビジネス拡大を図る3年間と位置付け、2025年3月期の売上高1,000億円、営業利益100億円、営業利益率10%、ROE11%を数値目標に掲げております。資本効率の向上に向けては、資本コスト（WACC）を上回るROICを確保することに取組んでおります。また、「Hirataに関わるすべての人を幸福にするとともに、社会に技術で貢献する」ことこそ当社グループの使命であるという考え方にに基づき、本中期経営計画では4つの基本方針とその施策を次のように定めています。収益性の

強化に向けては、（１）成長市場でのビジネス拡大、（２）グローバル企業としての競争力強化、また、経営基盤の強化に向けては、（３）ESG経営の取組み強化、（４）ニューノーマル時代に即した経営の実現 に取組んでおります。本中期経営計画の数値目標に対して、当期は売上高784億43百万円、営業利益59億20百万円、営業利益率7.5%、ROE7.5%となりました。また、資本コスト（WACC）5.5%を上回るROIC7.1%を確保しております。今後も資本効率の向上に努めてまいります。

セグメント別の実績としましては、次のとおりです。

セグメント区分	売上高 (千円)	営業利益 (千円)	営業利益率 (%)
自動車関連	30,298,855	1,559,306	5.1
半導体関連	28,954,490	3,445,127	11.9
その他自動省力機器	16,952,481	930,868	5.5
その他	2,238,018	△15,094	△0.7
合計	78,443,846	5,920,209	7.5

#### （１）成長市場でのビジネス拡大

自動車関連については、

- ・EV用EDU組立ライン、IGBTモジュール組立ライン、インバーター組立ラインは好調に推移しており、ライン全体の標準化および顧客開拓に取組んでおります。
- ・これらの既存事業に加え、新たな工程での受注獲得・拡大に向けた取組みを実施しております。注力分野であるバッテリー分野において、既存のバッテリーモジュール製造工程、バッテリーパック製造工程、充放電システム（セル製造工程内）でのライン全体の標準化に加え、セル製造工程への参入に向けた開発および試作に取組み、ノウハウの蓄積を図っております。
- ・キーデバイスの開発・改良については、中期経営計画で目標に定めた5テーマのうち4テーマ（自動倉庫の改良・DualHead Wire Bonding Machine・AGVの改良・Plant Simulation）が完了いたしました。

- ・受注が拡大する中で、工場スペースや人的リソース不足といった生産に関する課題への対応、継続・拡大につながる量産案件の開発・受注に取り組んでおります。

半導体関連については、

- ・半導体の微細化に対する顧客ニーズへの対応については課題と認識し、対応した装置開発の取組みを進めてまいります。
- ・納品までのリードタイム短縮についても課題と認識しており、サプライヤーさまによる協力やDXの推進等による生産能力の向上と部材の入手性向上に取り組めます。
- ・海外関係会社との協力体制構築にも注力しており、既存の中国・台湾エリアに加え、東南アジア・米国など他のエリアにおいても連携を強化しております。
- ・外部環境の変化に対応し、海外拠点における戦略と機能も再検討し、策定する予定としております。

その他自動省力機器については、

- ・事業ポートフォリオの見直しという観点において、搬送設備および医療・理化学機器等、高付加価値かつ高い収益性が見込まれる分野を見極めながら開発および生産を実施しております。
- ・医療・理化学機器においては、新興企業と提携し、切除不能の膵がん患者を対象に、治験用の集束超音波がん治療装置を共同開発しました。今後は、量産用装置の開発を進めてまいります。

新規事業創出や事業領域拡充に対しては、事業可能性の検証や研究開発体制の構築に取り組んでおります。2024年度上期には研究開発ラボの本格稼働開始を予定しております。また、M&Aや協業についても積極的な情報収集・検討をおこない、一部協業を実施するなど取組みを進めております。

## (2) グローバル企業としての競争力強化

- ・関係会社拠点エリアにおいて、お客さまやサプライヤーさまとの関係構築および強化に注力するとともに、グループにおける事業の連携性の強化に取組み、お客さまからの信頼の向上につなげております。
- ・各拠点の事業ポートフォリオについて、高付加価値が見込め、量産が見込める分野へのシフトを図っております。中国の関係会社においては、これまでEV関連設備事業を中心としてきましたが、半導体関連設備事業にも参入し、事業領域の拡大を図っております。
- ・グループ全体としては、まずはグループ各社の経営体制およびレジリエンスを強化することが喫緊の課題であると認識しており、それらへの取組みを通じて、将来的にはグループとしての相乗的な価値向上につなげたいと考えております。

## (3) ESG経営の取組み強化

- ・サステナビリティ基本方針を策定し、中長期的な経営戦略と連動させながら全社的な取組みとして推進していくため、サステナビリティ推進委員会を設置しました。代表取締役社長が委員長を務める社内取締役で構成されており、適宜社外取締役や外部有識者の意見も取り入れながら、当社グループのサステナビリティ活動の推進を図ってまいります。
- ・2022年12月には統合報告書の初号を発行し、ステークホルダーの皆さまへの情報開示の強化を図っております。
- ・今後もさらに取組みに注力するとともに、状況については積極的に開示してまいります。

## (4) ニューノーマル時代に即した経営の実現

- ・エミュレータの活用やリモートによる出荷前検収、物流解析の推進により、生産効率の向上を図るとともに、お客さまおよび社会への提供価値の拡大化につなげております。エミュレータについては活用する事業分野の拡大、機能向上を進めております。
- ・VR、ARなどXRの導入についても検討しております。
- ・「デジタル化の進展への対応」はマテリアリティの一つとしても掲げており、サステナビリティ推進委員会においてもワーキンググループを立ち上げ、取組みを強化してまいります。

#### ④ サステナビリティへの取り組み

2022年4月開催の取締役会において、当社グループの「サステナビリティ基本方針」を決議しました。「環境・社会・経済」という3つの観点において、持続可能な社会の実現に当社グループの企業活動を通じて寄与するという方針を明文化したものです。事業を通じて、持続可能な社会の実現に寄与することを当社グループの使命と認識し、すべてのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、事業成長し続けるという両立視点を起点としております。

#### <サステナビリティ基本方針>

Hirataグループは、当社に関わるすべての人を幸福にし、持続可能な社会の構築に貢献することを目指しています。そのために、私たちは、創業の精神「綱領」に基づく、人間尊重の精神と地球環境に配慮した製品・サービスの提供を通じ、経営の透明性と健全性を確保しながら、事業成長と社会課題解決の両立に取り組みます。

本基本方針に基づき、取締役会がESG経営に関する監督責任を有し、サステナビリティ推進委員会が活動の計画、進捗レビュー等をおこない、各部門が活動実務を遂行するという体制にて取り組みを進めております。現在、サステナビリティ推進委員会において、特定したマテリアリティに対する指標および目標を検討しております。

<マテリアリティ（重要課題）>

4つのテーマ	10のマテリアリティ（重要課題）	主な取組みテーマ
I. 気候変動への対応	①自社およびサプライチェーン上の環境負荷低減	環境負荷の低減 GHG排出量の削減 資源循環社会の推進
	②製品・サービスによるカーボンニュートラルへの貢献	カーボンニュートラル市場の拡大
II. 持続可能な社会の構築	③社会変化に伴う新たな顧客ニーズの創出	社会変化に伴う新たな顧客ニーズの創出 イノベーションの活用
	④デジタル化の進展への対応	デジタル化の進展への対応 スマート社会に向けた基盤の整備
III. 人を活かす	⑤人材確保・育成	人材確保・育成
	⑥多様で安全安心な職場づくり	ダイバーシティ&インクルージョン 安心安全で働きがいのある職場づくり
IV. 経営基盤の強化	⑦製品安全・品質の向上	製品安全・品質の向上
	⑧サプライチェーンマネジメント	サプライチェーンマネジメント 人権尊重
	⑨コーポレート・ガバナンスの強化	ステークホルダーエンゲージメント コーポレート・ガバナンスの強化
	⑩リスクマネジメント	公正な取引に向けたコンプライアンス遵守 リスクマネジメント 財務資本の健全性の維持

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、自動車関連、半導体関連、その他自動省力機器を柱に、自動省力機器の製造ならびに販売を主たる業務としており、その内容は以下のとおりであります。

セグメント	事業内容
自動車関連	自動車・同部品メーカー向けに、電気自動車 (EV) 関連、エンジン、トランスミッション、その他車載用電子部品などの各種自動車部品の自動組立ラインを中心とした生産システムの製造ならびに販売をおこなっております。
半導体関連	半導体製造工程のシリコンウェーハ搬送設備の製造ならびに販売をおこなっております。 主な製品は、シリコンウェーハを各種処理装置に取り込むロードポート、ウェーハ搬送ロボットおよびそれらを統合したEFEM (Equipment Front End Module) などであります。
その他自動省力機器	有機EL関連生産設備の蒸着装置、液晶ディスプレイなどに使われるガラスの塗布・貼合装置などもシステムとして製造ならびに販売をおこなっております。 また、掃除機など家電製品の生産設備、ストッカー・搬送装置などの物流関連機器およびタイヤ関連生産設備、医療・理化学機器などの製造ならびに販売をおこなっております。

(6) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

当社	本社：熊本県熊本市 工場：熊本県熊本市、熊本県菊池市、 栃木県宇都宮市、滋賀県野洲市 営業所：東京都港区
タイハイテクノス株式会社	本社・工場：熊本県熊本市
株式会社トリニティ	本社：東京都千代田区
ヒラタフィールドエンジニアリング株式会社	本社・工場：熊本県合志市
平田机工自動化設備(上海)有限公司	本社・工場：中国
平田通商(上海)实业有限公司	本社：中国
台湾平田機工股份有限公司	本社・工場：台湾
HIRATA FA Engineering(S)Pte.Ltd.	本社：シンガポール
HIRATA FA Engineering(M) Sdn. Bhd.	本社・工場：マレーシア
HIRATA Engineering(THAILAND)Co.,Ltd.	本社・工場：タイ
HIRATA Corporation of America	本社・工場：米国
HIRATA Engineering S.A.de C.V.	本社・工場：メキシコ
HIRATA Engineering Europe GmbH	本社・工場：ドイツ

(7) **使用人の状況** (2023年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,882 (361) 名	1名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員および嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,054(310) 名	増減なし(2名減)	41.5歳	18.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート社員および嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社肥後銀行	14,300,000千円
株式会社三井住友銀行	3,662,145
株式会社鹿児島銀行	3,038,000
株式会社福岡銀行	2,575,002
株式会社熊本銀行	1,974,000
三井住友信託銀行株式会社	1,412,000
株式会社西日本シティ銀行	1,000,000
株式会社三菱UFJ銀行	996,342
日本生命保険相互会社	500,000
株式会社みずほ銀行	300,000

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 37,000,000株
- ②発行済株式総数 10,756,090株
- ③株主数 11,398名
- ④大株主の状況

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	1,069,300	10.24
S M C 株式会社	500,000	4.79
株式会社肥後銀行	456,000	4.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	424,300	4.06
みずほ信託銀行株式会社 (信託口) 0 7 0 0 0 9 6	400,000	3.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	391,000	3.74
平 田 雄 一 郎	291,600	2.79
ニッコンホールディングス株式会社	272,400	2.61
平田機工社員持株会	263,110	2.52
山洋電気株式会社	192,900	1.85

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が308,852株あります。  
2. 自己株式には、役員向け株式交付信託による保有株式63,000株は含んでおりません。  
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,696株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3)④ 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。
3. 取締役2名への交付は、役員向け株式交付信託に係る交付であり、1,696株のうち696株は換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。

⑥その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) **新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ①取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	平 田 雄 一 郎	
取締役常務執行役員	平 田 正 治 郎	調達本部長 兼 品質管理担当
取締役常務執行役員	藤 本 靖 博	管理本部長 兼 内部統制・SDGs担当
取締役執行役員	前 田 繁	事業本部長
取締役執行役員	小 崎 勝	グローバル事業本部長
取 締 役	小 川 暁	株式会社和幸製作所 代表取締役社長
取 締 役	小 山 珠 美	公益社団法人日本工学アカデミー 理事
取 締 役	上 田 亮 子	株式会社日本投資環境研究所 主任研究員 公認会計士・監査審査会委員 SBI大学院大学 教授 京都大学 客員教授
常 勤 監 査 役	元 田 直 邦	
監 査 役	今 村 憲	奥野総合法律事務所 パートナー
監 査 役	遠 藤 恭 彦	エステールホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社サックスバーホールディングス 社外監査役
監 査 役	岡 部 麻 子	岡部麻子公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役小川暁氏、小山珠美氏および上田亮子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役元田直邦氏、監査役今村憲氏、遠藤恭彦氏および岡部麻子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役小川暁氏、小山珠美氏および上田亮子氏ならびに監査役今村憲氏、遠藤恭彦氏および岡部麻子氏におきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役元田直邦氏、監査役遠藤恭彦氏および岡部麻子氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役元田直邦氏は、株式会社肥後銀行に通算33年間にわたり在籍し、営業統括部長、取締役執行役員等、同行の営業業務、経営業務に従事しており、また、退任後も同行の関係会社である宝興業株式会社にて代表取締役社長を務めておりました。
  - ・監査役遠藤恭彦氏は、新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）に通算32年にわたり在籍し、法人企画部長、常務執行役員等に従事しており、また、退任後も同社の関係会社である株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング（現株式会社日本投資環境研究所）にて取締役専務執行役員等を務めておりました。2021年6月、CFE（公認不正検査士）登録されております。
  - ・監査役岡部麻子氏は、公認会計士であり、有限責任監査法人トーマツにて会計監査等に通算24年以上従事し、企業会計・監査に関する専門的な知見および豊富な経験を有しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役および監査役は以下のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
平賀靖英	2022年5月30日	辞任	取締役常務執行役員
本郷仁基	2022年6月24日	任期満了	取締役専務執行役員
黒田健治	2022年6月24日	任期満了	取締役専務執行役員
雀部博之	2022年6月24日	任期満了	社外取締役 株式会社KOALA Tech 社外監査役
鳴沢隆	2022年6月24日	任期満了	社外取締役 株式会社ロッテ 社外取締役
笹本和夫	2022年6月24日	任期満了	社外取締役 エヌティーツール株式会社 取締役
鳥巢宣明	2022年6月24日	任期満了	社外監査役 鳥巢公認会計士事務所 代表者

## ②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

### ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしており、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者です。

#### ④取締役および監査役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日、2021年4月15日および2021年5月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本方針

取締役の報酬は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのインセンティブとして機能するための報酬体系とし、役位、職責等に基づく適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役については、基本報酬（金銭報酬）に加え、業績連動報酬としての役員賞与（金銭報酬）および株式報酬（非金銭報酬）により構成し、主に監督機能を担う社外取締役については、基本報酬のみとする。

##### b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、能力、経験、功績等に応じ、外部調査機関の役員報酬調査データによる客観的な比較検証結果、当社の経営環境、従業員給与の水準等を踏まえ、総合的に勘案して決定する。

c. 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬のうち役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結ROEの目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給する。

株式報酬は、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式交付信託による株式報酬とする。事業年度ごとに、取締役に対し、役位・在任期間に応じたポイントと、決算における評価指標（連結ROE・連結営業利益率）の目標値に対する達成度合いに応じたポイントを、毎年一定の時期に付与し、退任時にポイントに相当する株式を交付する。業績連動報酬の業績指標とその目標値は、経営環境の変化等に応じて指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ見直しをおこなう。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬と業績連動報酬の割合が概ね1対0.8となるよう設定しており、基本報酬：業績連動賞与：業績連動型株式報酬＝1：0.5：0.3（業績指標目標達成の場合）を目安とし、役位、職責、在任期間等に応じ、指名・報酬諮問委員会において検討をおこなう。取締役会（e.の委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会が代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任し、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および役員賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に個人別の報酬額の原案作成を諮問し、その答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならない。

また、株式報酬は、取締役会で定める株式交付規程に基づき決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報 酬 等 の 総 額 ( 千 円 )	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 ( 千 円 )			対 象 と なる 役 員 の 員 数 ( 名 )
		基 本 報 酬	業 績 連 動 酬 報	非 金 銭 酬 報	
取 締 役 (うち社外取締役)	266,360 (32,450)	181,410 (32,450)	53,340 (-)	31,610 (-)	14 (6)
監 査 役 (うち社外監査役)	44,250 (44,250)	44,250 (44,250)	- (-)	- (-)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	310,610 (76,700)	225,660 (76,700)	53,340 (-)	31,610 (-)	19 (11)

- (注) 1. 上表には、2022年5月30日をもって辞任した取締役1名、2022年6月24日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（うち社外取締役3名）および監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の業績連動型株式報酬であり、割り当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月25日開催の第57回定時株主総会において年額810,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分としての給与および賞与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。  
また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会にて、業績連動型株式報酬において信託に拠出する信託金の上限金額を307百万円（2022年3月31日に終了する事業年度から2024年3月31日に終了する事業年度を対象）として決議しております。当社取締役（社外取締役を除く）に付与される1年あたりのポイント総数の上限は、27,000ポイント（1ポイント＝当社株式1株）としております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2008年6月25日開催の第57回定時株主総会において年額72,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
5. 上表に記載の非金銭報酬の金額は、当事業年度の業績連動型株式報酬の費用計上額であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長 平田雄一郎氏に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職責・成果等の評価をおこなうには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会の当該答申に従うこととしております。

- ハ. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑤社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	小川 暁	株式会社和幸製作所 代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
	小山 珠美	公益社団法人日本工学アカデミー 理事	重要な取引その他の関係はありません。
	上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所 主任研究員 公認会計士・監査審査会委員 SBI大学院大学 教授 京都大学 客員教授	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	今村 憲	奥野総合法律事務所 パートナー	重要な取引その他の関係はありません。
	遠藤 恭彦	エステールホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社サックスパーホールディングス 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	岡部 麻子	岡部麻子公認会計士事務所 代表	重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

	出席状況	活動状況
取締役 小川 暁	取締役会：14回/14回	取締役会では経営に対する高度な知見に基づいた提言や意見表明をおこなっております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員の指名・報酬に関する監督機能を担っております。
取締役 小山 珠美	取締役会：10回/10回	技術・研究開発ならびにESGに関する高度な知見に基づき、取締役会において、経営方針等に関する意思決定に重要な提言や意見表明をおこなっております。
取締役 上田 亮子	取締役会：10回/10回	コーポレート・ガバナンスのプロフェッショナルとしての高度な知見に基づいた提言や意見表明をおこなっております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として就任以降に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員の指名・報酬に関する監督機能を担っております。
常勤監査役 元田 直邦	取締役会：13回/14回 監査役会：17回/18回	企業経営経験者としての豊富な知見に基づき、取締役会および社内重要会議に出席し、妥当性・適正性を確保するための発言をおこなっております。また、当事業年度において、グループ会社を含む合計29部署を往査し、グループ内部統制システムの整備、運用状況を監査しております。
監査役 今村 憲	取締役会：13回/14回 監査役会：18回/18回	弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、妥当性・適正性を確保するための発言をおこなっております。また、内部監査部、会計監査人からの報告聴取に対する意見表明や執行部門との意見交換会を通して、監査活動を実施しております。

	出席状況	活動状況
監査役 遠藤恭彦	取締役会：14回/14回 監査役会：18回/18回	CFE（公認不正検査士）および企業経営経験者としての豊富な知見に基づき、取締役会および監査役会において、妥当性・適正性を確保するための発言をおこなっております。また、内部監査部、会計監査人からの報告聴取に対する意見表明や執行部門との意見交換会を通して、監査活動を実施しております。
監査役 岡部麻子	取締役会：10回/10回 監査役会：13回/13回	公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、妥当性・適正性を確保するための発言をおこなっております。また、内部監査部、会計監査人からの報告聴取に対する意見表明や執行部門との意見交換会を通して、監査活動を実施しております。

(注) 取締役小山珠美氏および上田亮子氏ならびに監査役岡部麻子氏は2022年6月24日開催の第71回定時株主総会にて選任されたため、同日以降に開催された取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ①名称 有限責任 あずさ監査法人  
②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51,500千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、HIRATA FA Engineering(S)Pte.Ltd. ほか7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

#### ③会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意をおこなっております。

#### ④会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社グループの業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。当社の「内部統制システム整備の基本方針」は以下のとおりです。

### ①当社グループにおける取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社グループにおいて、国内外の関係法令、社会規範等に沿った公正性・透明性のある企業活動をおこなうため、コンプライアンス憲章に定める「行動規範」の遵守を徹底する。
- ロ. 取締役および執行役員は、経営者にふさわしい倫理観の下、「行動規範」の率先垂範および当社グループ全体への浸透に努め、コンプライアンス推進に必須となる健全な企業風土を形成維持する。
- ハ. コンプライアンス委員会は、コンプライアンス施策の検討、同施策の実施状況のモニタリング、コンプライアンス違反に対する分析・是正・再発防止策を策定する。
- ニ. 内部監査部は、各執行組織やグループ各社に対する監査を実施し、内部統制状況の評価、改善施策の提言をおこなう。
- ホ. 財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおいて財務報告に関する内部統制や業務プロセスを整備し、適正な運用と評価をおこなう。
- ヘ. ヘルプライン等の内部通報制度の整備・活用により、当社グループにおける重大な法令違反や不正行為の早期発見と早期対応を図る。
- ト. 反社会的勢力・団体に対し毅然とした行動をとり一切の関係を遮断するため、有効な施策を適宜実施する。

### ②当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の役割を明確にし、迅速な業務執行とこれに対する実効性のある監督をおこなうことをコーポレートガバナンスの基本方針とする。

- ロ. 執行役員は、執行責任の明確化を図るため、全て委任型とし経営会議の構成員として、その決議に参画するとともに、各執行組織における迅速かつ的確な業務執行を推進する。
- ハ. 取締役会は、当社グループの経営方針や中期・年次の経営計画を始めとする重要な意思決定をおこなうとともに、経営計画の進捗状況や経営陣の業務執行状況を適切に監督する。
- ニ. 取締役会は、任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役と執行役員の指名・報酬に関する客観性と透明性を確保する。

#### ③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録、決裁記録等、取締役の職務の執行に関する情報について、法令および関連規程等に従い、必要な関係者による閲覧が可能となるよう、適切に保存・管理する。
- ロ. 機密情報等の情報資産を適切に保護・管理するため、当社グループ横断で情報セキュリティ体制を構築する。

#### ④当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 企業活動に重大な影響を与える多様なリスクに対処するため、リスク管理委員会を設置し、グループ横断的なリスク管理体制を構築、運用する。
- ロ. リスク管理委員会は、リスク対応方針や関連規程の整備のほか、リスクに関する情報の収集・分析、損失の回避・低減・移転等の対応策の策定等、統合的なリスク管理を統括する。
- ハ. リスク管理委員会による定期のモニタリング、各執行組織および当社グループ各社に対する内部監査部によるリスク管理状況の監査等を通じ、適切なリスク管理体制の構築、運用の改善を図る。

#### ⑤当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程等に基づき、当社グループ各社の役員が財務状況や重要な事項について当社への適切な報告をおこなうほか、定期的な会議開催等により当社グループ内の情報共有とコミュニケーションを促進する。

⑥監査役の職務を補助すべき従業員、その独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めに応じ、監査役の職務の補助をおこなうための従業員（以下「監査役補助者」という。）を任命し、当該監査役補助者は、他の執行組織の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。

⑦監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社グループ各社の役員や従業員は、法令または定款への重大な違反や当社グループに重大な影響を与えるおそれのある事実を知った場合には、直接またはグループ各社の監査役を通じて、直ちに当社の監査役への報告をおこなう。

ロ. 当社は、当社またはグループ各社の監査役に報告をおこなった当社グループ各社の役員や従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知する。

⑧監査役職務の執行について生じる費用の支払に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に前払い等の請求をしたときは、担当部署で審査の上、速やかに当該費用を負担する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

### ①コンプライアンス推進状況

予防的観点から、当社グループの従業員だけでなく事業所内で働く全ての方々に対しコンプライアンス憲章および行動規範の浸透を図るべく、コンプライアンスに関連する教育研修を適宜実施しました。特に、当社グループにおける重要課題としてハラスメント撲滅を掲げており、経営トップである代表取締役社長による「NOハラスメント宣言」に基づき、ハラスメントが起らないような職場づくりやマネジメント層の意識醸成を継続目標と位置づけ、管理職に対しハラスメント防止教育を実施しました。

上記に加え、毎年コンプライアンス実態調査を実施することで、コンプライアンスに関する課題の抽出、各施策の取組み効果や従業員意識の変化の測定をおこないます。調査結果については、経営陣や各部門にフィードバックし、今後の各施策に反映します。

### ②リスク管理体制

取締役会では、「内部統制システム整備の基本方針」の実施状況を定期的に確認し、内部統制システムの運用をモニタリングしています。社内でリスク課題が発見された際には、リスク管理委員会を開催しリスクの低減や回避に向けた対応策を検討しています。

当事業年度においては、リスク管理体制の強化を図るため、全オペレーションリスク項目について再度分析をおこない、リスク管理の体制や運用、社内規程、対応マニュアルの見直しに取り組んでおります。また、情報セキュリティリスクに対しては、役員および従業員への教育、サイバー攻撃を想定した訓練を実施し、結果を反映した対策を実施しました。

また、2022年6月に改正された公益通報者保護法に沿って内部通報窓口を運用しており、サプライチェーンリスク対応の一環として設置したサプライヤー通報窓口についても迅速かつ適切なリスク対応をおこなっています。

### ③取締役の職務の執行

業務執行取締役に対する適切な管掌範囲の設定および執行役員の任命により、取締役の職務の執行の効率性を確保いたしました。

取締役会は、14回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、経営会議や関係会社との定例会議等を通じて情報の共有をおこない、各執行組織における迅速かつ的確な業務執行を推進いたしました。取締役会では、監査等委員会設置会社への移行、取締役のスキルマトリックスの策定、政策保有株式の保有の適否の検証、人権方針、調達基本方針の策定、サステナビリティ推進に関する体制や目標、活動計画などに関する議論をおこないました。

また、取締役会の実効性評価を実施しており、抽出された課題については、今後、重要なテーマとして取り組む予定です。

### ④監査役の職務の執行

当事業年度は、子会社7社を含む合計29部署の監査役往査を実施し現場の実態を把握する一方、監査役会を18回開催し、監査に関する重要事項についての決議、審議、報告等をおこなうと共に、取締役会、経営会議等の重要会議に出席し、意見を表明しました。

また、代表取締役をはじめ各取締役、内部監査部、会計監査人との定期的な意見交換に加え、ガバナンス体制の強化に向け、「社外役員連絡会」や「グループ会社監査役連絡会」等を開催しました。

監査等委員会設置会社移行に備えて、より効果的な組織監査のあり方について監査役会で十分に議論し、取締役会へ提言するとともに、各取締役より「取締役職務執行確認書」の提出を受け、内部統制システム監査の実効性を高めています。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第459条第1項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当などを決定することができる旨を、定款に定めております。

当社は、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、財務体質の強化を図りつつ、連結業績や今後の事業展開などを勘案しながら、連結配当性向20%以上を概ねの目安とし、安定的・継続的におこなうように努めています。

当期の配当につきましては、上記基本方針ならびに当社を取り巻く経営環境を総合的に勘案し、2023年5月12日開催の取締役会において、1株当たり90円とし、2023年6月5日を支払開始日とすることを決議いたしました。

当社は、定款に「期末配当の基準日は、毎年3月31日とする」旨、「中間配当の基準日は、毎年9月30日とする」旨、また「前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる」旨を定めておりますが、受注生産形態のために中間期の業績と事業年度の業績の関係性が低いいため、原則として年1回期末配当をおこなうことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の経営環境の変化に対応すべく、また、成長市場でのビジネス拡大、植物遺伝資源研究、機動的なM&Aをはじめとする成長資金として有効投資してまいります。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>79,655,230</b>	<b>流動負債</b>	<b>43,193,125</b>
現金及び預金	11,134,387	支払手形及び買掛金	6,966,957
受取手形	125,707	電子記録債務	4,800,696
電子記録債権	8,463,652	短期借入金	12,612,145
売掛金	14,395,924	1年内返済予定の長期借入金	9,407,156
契約資産	28,450,651	未払金	942,786
棚卸資産	14,219,410	未払費用	3,276,392
その他	2,875,248	未払法人税等	781,179
貸倒引当金	△9,751	契約負債	3,033,178
<b>固定資産</b>	<b>34,867,558</b>	賞与引当金	88,247
<b>有形固定資産</b>	<b>24,302,245</b>	役員賞与引当金	123,306
建物及び構築物	10,888,319	製品保証引当金	376,614
機械装置及び運搬具	1,828,466	工事損失引当金	138,227
工具、器具及び備品	847,437	その他	646,237
土地	9,850,292	<b>固定負債</b>	<b>11,754,017</b>
建設仮勘定	887,729	長期借入金	7,738,188
<b>無形固定資産</b>	<b>749,829</b>	役員株式給付引当金	125,514
借地権	25,781	繰延税金負債	749,791
ソフトウェア	434,557	再評価に係る繰延税金負債	2,023,008
その他	289,491	その他	1,117,516
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,815,482</b>	<b>負債合計</b>	<b>54,947,143</b>
投資有価証券	2,328,139	<b>純資産の部</b>	
破産更生債権等	1,019	<b>株主資本</b>	<b>51,905,823</b>
退職給付に係る資産	6,182,143	資本金	2,633,962
繰延税金資産	239,430	資本剰余金	14,319,556
その他	1,389,633	利益剰余金	37,381,654
貸倒引当金	△324,884	自己株式	△2,429,350
<b>資産合計</b>	<b>114,522,788</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,274,089</b>
		その他有価証券評価差額金	668,114
		繰延ヘッジ損益	198,362
		土地再評価差額金	4,500,520
		為替換算調整勘定	1,667,364
		退職給付に係る調整累計額	239,726
		<b>非支配株主持分</b>	<b>395,732</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>59,575,645</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>114,522,788</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		78,443,846
売上原価		62,604,466
<b>売上総利益</b>		<b>15,839,379</b>
販売費及び一般管理費		9,919,170
<b>営業利益</b>		<b>5,920,209</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	96,571	
助成金収入	223,864	
受取賃貸料	117,447	
原材料等売却益	45,497	
その他の	62,484	545,864
営業外費用		
支払利息	86,956	
為替差損	515,928	
コミットメントフィー	6,881	
その他の	53,325	663,091
<b>経常利益</b>		<b>5,802,982</b>
特別利益		
固定資産売却益	15,061	
投資有価証券売却益	78,769	93,831
特別損失		
固定資産除却損	12,918	
固定資産売却損	22,638	35,556
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>5,861,257</b>
法人税、住民税及び事業税	1,560,594	
法人税等調整額	71,253	1,631,847
<b>当期純利益</b>		<b>4,229,410</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		40,559
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>4,269,969</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損益
当連結会計年度 期首残高	2,633,962	14,309,592	33,747,543	△2,452,359	48,238,738	454,149	△238,178
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	△679,000	-	△679,000	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	4,269,969	-	4,269,969	-	-
自己株式の取得	-	-	-	△269	△269	-	-
自己株式の処分	-	-	-	23,278	23,278	-	-
自己株式処分差益	-	9,964	-	-	9,964	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	43,142	-	43,142	-	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	213,965	436,541
連結会計年度中の変動額合計	-	9,964	3,634,111	23,009	3,667,085	213,965	436,541
当連結会計年度 期末残高	2,633,962	14,319,556	37,381,654	△2,429,350	51,905,823	668,114	198,362

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度 期首残高	4,543,663	923,814	555,905	6,239,354	28,353	432,062	54,938,509
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△679,000
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	4,269,969
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△269
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	23,278
自己株式処分差益	-	-	-	-	-	-	9,964
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	43,142
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△43,142	743,550	△316,179	1,034,734	△28,353	△36,330	970,050
連結会計年度中の変動額合計	△43,142	743,550	△316,179	1,034,734	△28,353	△36,330	4,637,135
当連結会計年度 期末残高	4,500,520	1,667,364	239,726	7,274,089	-	395,732	59,575,645

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>61,381,776</b>	<b>流動負債</b>	<b>34,024,873</b>
現金及び預金	2,394,214	電子記録債務	2,566,568
受取手形	19,828	買掛金	4,478,853
電子記録債権	7,942,601	短期借入金	12,400,000
売掛金	8,703,440	1年内返済予定の長期借入金	9,407,156
契約資産	29,789,459	未払金	881,072
仕掛品	8,356,308	未払費用	2,462,988
原材料及び貯蔵品	2,004,287	未払法人税等	666,862
前渡金	294,025	契約負債	472,073
その他	1,877,609	預り金	99,903
<b>固定資産</b>	<b>32,956,733</b>	役員賞与引当金	110,886
<b>有形固定資産</b>	<b>21,832,184</b>	製品保証引当金	150,000
建物	9,209,318	工事損失引当金	131,392
構築物	505,707	その他の他	197,116
機械及び装置	1,286,096	<b>固定負債</b>	<b>11,033,840</b>
車両運搬具	44,438	長期借入金	7,738,188
工具、器具及び備品	659,760	役員株式給付引当金	125,514
土地	9,287,645	繰延税金負債	514,185
建設仮勘定	839,217	再評価に係る繰延税金負債	2,023,008
<b>無形固定資産</b>	<b>476,894</b>	その他	632,944
借地権	25,781	<b>負債合計</b>	<b>45,058,713</b>
ソフトウェア	184,458	<b>純資産の部</b>	
その他	266,654	<b>株主資本</b>	<b>43,924,843</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,647,654</b>	資本金	2,633,962
投資有価証券	2,271,136	資本剰余金	14,233,700
関係会社株式	2,289,697	資本準備金	2,219,962
関係会社出資金	1,374,619	その他資本剰余金	12,013,737
前払年金費用	4,582,216	<b>利益剰余金</b>	<b>29,486,530</b>
その他	831,029	利益準備金	246,000
貸倒引当金	△701,046	その他利益剰余金	29,240,530
<b>資産合計</b>	<b>94,338,509</b>	別途積立金	5,500,000
		繰越利益剰余金	23,740,530
		<b>自己株式</b>	<b>△2,429,350</b>
		評価・換算差額等	5,354,952
		その他有価証券評価差額金	656,069
		繰延ヘッジ損益	198,362
		土地再評価差額金	4,500,520
		<b>純資産合計</b>	<b>49,279,795</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>94,338,509</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		60,195,678
売 上 原 価		49,630,799
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>10,564,878</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,457,631
<b>営 業 利 益</b>		<b>4,107,247</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	401,102	
助 成 金 収 入	215,680	
そ の 他	161,631	778,414
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	85,235	
為 替 差 損	170,562	
そ の 他	20,415	276,213
<b>経 常 利 益</b>		<b>4,609,448</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,889	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	78,769	84,659
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,287	
固 定 資 産 売 却 損	22,569	34,856
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>4,659,250</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,046,180	
法 人 税 等 調 整 額	143,577	1,189,758
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>3,469,492</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,633,962	2,219,962	12,003,772	14,223,735	246,000	5,500,000	20,906,895	26,652,895
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△679,000	△679,000
当期純利益	-	-	-	-	-	-	3,469,492	3,469,492
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式処分差益	-	-	9,964	9,964	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	43,142	43,142
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	9,964	9,964	-	-	2,833,634	2,833,634
当 期 末 残 高	2,633,962	2,219,962	12,013,737	14,233,700	246,000	5,500,000	23,740,530	29,486,530

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△2,452,359	41,058,234	444,209	△238,178	4,543,663	4,749,694	28,353	45,836,283
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	-	△679,000	-	-	-	-	-	△679,000
当期純利益	-	3,469,492	-	-	-	-	-	3,469,492
自己株式の取得	△269	△269	-	-	-	-	-	△269
自己株式の処分	23,278	23,278	-	-	-	-	-	23,278
自己株式処分差益	-	9,964	-	-	-	-	-	9,964
土地再評価差額金の取崩	-	43,142	-	-	-	-	-	43,142
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	211,859	436,541	△43,142	605,258	△28,353	576,904
当期変動額合計	23,009	2,866,608	211,859	436,541	△43,142	605,258	△28,353	3,443,512
当 期 末 残 高	△2,429,350	43,924,843	656,069	198,362	4,500,520	5,354,952	-	49,279,795

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

平田機工株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 與 直  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 瀧 克 仁  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、平田機工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平田機工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

平田機工株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 與 直  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 大 瀧 克 仁  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、平田機工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、監査活動の一部にWeb会議システムを利用し、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、社外取締役との意見交換会を定期的実施する等連携を図り、情報の共有に努めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、グループリスク管理体制の整備運用状況等を当年度の重点監査項目に掲げ、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

平田機工株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	元田 直邦
社外監査役	今村 憲
社外監査役	遠藤 恭彦
社外監査役	岡部 麻子

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：熊本県熊本市中央区水道町14-1

メルパルク熊本 3階

TEL 096-355-6311



交通 ●熊本空港から空港リムジンバスで約40分 通町筋下車

●JR熊本駅から市電で約20分 健軍行 水道町下車

●JR熊本駅から車で約10分、熊本ICより車で約30分（メルパルク駐車場）